

第1回 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会 議事要旨

日 時：平成27年10月17日（土）10時30分～14時40分

場 所：大島町 北の山出張所 小会議室 他

出席者：田中委員長、岩田委員、黒田委員、鈴木委員、松尾委員
事務局（3名）

概 要：

1. 現地視察

神達地区・元町地区の土石流被害発生箇所にて、献花するとともに、現地視察を行った（約1.5時間）。

2. 議事

北の山出張所小会議室にて、事務局より資料説明を行い、質疑応答・討議を行った。主な発言要旨は、以下のとおり。

(1) 公開文献等で得られた情報について 〈資料1〉

- 事実認定を行うためには、引用を正確にする必要があるとともに、以下の資料の追加収集が必要である。
- 南海トラフ巨大地震津波の想定を受けて、避難所の見直しを行っていた資料を入手しておく必要がある。
- 防災行政無線等、住民への伝達手段を具体的に把握しておく必要がある。
- 職員配備態勢について、計画と当時の実際の参集状況を、部課ごと、時間ごとに明らかにしておくが良い。
- 当時の地域防災計画（平成20年度修正）や職員マニュアルの他にも、住民への配布物や大島町四者懇談会での資料を集めて、その中での土砂災害の取扱いについて把握すべき。

(2) 今後の調査内容・調査方法について 〈資料2-1～2-3、参考資料〉

◎災害前後の状況関連

- 事実認定を行うために、以下の情報共有について把握すべきである。
- 15日11:00 気象庁「伊豆諸島三町村に音声会議システムで台風第26号説明会」について、とあるが、説明会が行われるようになった経緯や、今回の説明会がどのように行われたのか、町の出席者との情報共有についてヒアリングで明らかにしていく必要がある。
- 16日0:00「気象庁から都に『尋常ならざる状況になる危険性がある』と電話連絡」「都から大島町総務課に電話し注意喚起」とあるが、町は具体的にどのような情報を受け取ったのか、またその結果、気象庁や都が抱いていた危機感を、町が十

分共有していたのか、「埋もれた情報」になっていなかったのかを把握したい。

- 15日 23:30「気象庁から都に対して特別警戒レベルの大雨に達していることを電話連絡」とあるが、この経緯を把握すべき。
- 再発防止策を考える上で、以下の事実認定を明確にすべき。
- 発災前後の時系列について、現状では、気象庁・都・大島町の対応をそれぞれ組織単位で示しているが、今後ヒアリングなどで、各組織の中で関わった課・人物の事実認定を明確にしておくべき。
- 災害前、町は台風が接近した時、通常どのような対応を取っていたのか、指示を出していたのは誰なのか、また、警察とはどのように連携していたのかを確認する必要がある。
- 16日 0:00時点で大島町は暴風圏に入っていなかった。暴風圏に入るタイミングで本格的な台風対応にあたる自治体も多いと考えられるが、本災害ではそれより前に激しい雨が降ったという状況だったということも考えられる。台風の動きも考慮しながら町の動きを把握したい。

◎事前対策関連

- 大島町では以前から火山噴火が心配されていた。そこへ土砂災害が起きたわけだが、今後はその土砂災害に特化して対策を講じるのではなく、土砂災害、火山噴火、津波、地震といった自然災害全般に対して備えていくことが命を守る上で大切である。
- 避難場所と避難所（正式名称は、指定緊急避難場所と指定避難所）の違いや、避難場所は災害ごとに定められていることが大島町民にどのように伝わっていたのか確認すべき。
- 内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（現在の最新版は平成27年8月改定、発災当時は平成17年3月版が存在していた）と、当時の町の避難勧告等の発令基準や伝達方法を照らし合わせる必要がある。

◎調査の進め方・調査方法関連

- 本調査委員会では事実を網羅的に調べるのではなく、再発防止策につながる論点を絞って「犠牲者をゼロにするには何が必要だったのか、ゼロにできなかった理由は何だったのか、今後改善するにはどうすべきか」という視点から調査分析を進めてはどうか。これらの点を報告書等で示し、他の自治体含めて再発防止になると良い。
- 同時に、まずは事実認定全体を見て、必ず明らかにすべき重要課題を把握することは必要である。
- 避難判断に関して、当時の内閣府が発表していた避難勧告判断マニュアルや「事前の被害想定、危険区域設定の課題」に記載されているような内容は、国交省砂

防部での議論を踏まえた事項を論点として設定する必要がある。

- 各委員にはそれぞれの専門分野がある。その専門性を活かし、それぞれ分担して調査分析を進めてもよいのではないか。
- 町民向けのアンケートについては、町広報誌に同封する形で配布し、郵送回収することとする。配布までのスケジュールがタイトであることから、調査票の内容については、本日資料中の事務局案に対して各委員から意見を出し、それを集約して委員長判断の下で修正・確定する。
- 職員向けアンケートについては、一部職員のヒアリングを終了後、全職員向けに実施する。事実を明らかにするため調査の匿名性を確保が必要であり、そのため、回収は郵送とする。

(3) その他

- 本調査委員会の報告書は、パブリックコメントで意見募集する性質のものではないが、町民に対して調査委員会設置の趣旨や議事を積極的に周知すべき。その上で町民からできるだけ多くの意見をもらった方がよい。
- 3月に報告書を提出した後は、町が町民からも意見を聞きつつ、報告書を踏まえて防災対策を実現するよう要望することが重要。
- 報告書提出後、委員会としてフォローアップを行うなど、対策実現のあり方も今後検討する必要がある。

以上